

～横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業令和7年度の御案内～

令和7年度の事業概要を次のとおりお知らせします。

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

令和7年度も引き続き、利用対象は採用から10年目までの保育士です。申請から10年間の利用を保証するものではありません。

また、**国の制度変更に伴い、令和7年度以降より1人1回限りの利用となります。**それに伴い、申請書類にも変更がありますので、必ずご確認ください。

※令和7年度の補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

※当事業は単年度事業です。利用を希望する事業者は昨年度申請している場合でも、必ず令和7年度の利用申請が必要です。

【支援対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借り上げた宿舎(※注3)に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助する。

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所 ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型） ・ 事業所内保育所 ・ 家庭的保育事業

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の条件を全て満たす者（市内在勤に限る）

- ・ 事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末（令和7年度は平成28年度(2016年)以降雇用）までの者
- ・ 月120時間以上保育に従事している者
- ・ **横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舎借り上げ等に類する事業を利用したことがない者**

(※国の制度変更に伴い、令和7年度以降より1人1回限りの利用とします。)

【ただし以下の場合を除く】

詳細は別紙及び要綱をご確認ください。

- ・ 事業者から住居手当等を支給されている者
- ・ 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者
- ・ 認可保育所の施設長 ・ 認定こども園の園長
- ・ 家庭的保育事業の家庭的保育者 ・ 横浜保育室の施設長
- ・ 小規模保育事業の施設長(※)

※ただし、管理者給付を受けるために届け出ている、いわゆる「給付上の管理者」を除く、小規模保育事業の施設長については、保育ローテーションに月120時間以上従事している場合は対象とする。

(※注3) 補助対象施設の要件

補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるため補助対象事業者が借り上げている宿舎

【ただし以下の場合を除く】

- ・ 補助対象事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する宿舎
- ・ 貸主が、補助対象保育士の配偶者（事実婚含む）、または、3親等以内の親族である宿舎

【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舍借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。
補助率	対象経費の3/4（1/4は事業者が必ず負担をします。）
助成金額	宿舍1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限（1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する補助対象保育士が、借り上げ宿舍に入居※している期間。 ※住民票に記載された住所、転入日等が助成期間と重複しており、かつ居住実態があること。

★留意点★

- ・事業者が保育士用宿舍として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・事業者が宿舍を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。

【令和7年度補助金申請書の提出期間】

- ・令和7年4月から受付を開始します（通年）。
- ・各提出書類の提出期間については「申請手引き」「提出期限一覧」に記載予定です。
- ・遡り補助はしません。別途定める提出期限（原則当月末締切、消印有効）までに申請のあった月の家賃分からが対象です。
- ・月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【申請方法】

- ・申請者は法人単位となります。
- ・申請にあたり「要綱」「申請手引き」等案内を必ず御確認ください。

申請様式、要綱、申請手引き及び提出期限一覧等は横浜市こども青少年局「保育士宿舍借り上げ支援事業」専用サイトにて掲載しております。

[横浜市トップページ](#)>[子育て・教育](#)>[保育・幼児教育](#)>[保育所・保育施設](#)>
[保育施設・保育対策](#)>[待機児童対策](#)>[保育士確保の施策](#)>[法人向けの取組](#)>
[保育士宿舍借り上げ支援事業](#)

〈URL・二次元バーコード〉

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/shisetsutaisaku/taiki/hoikushikakuho/houjin-torikumi/hoikushishukusha2022.html>



また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法を御確認のうえ、必ず御登録ください。

【申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式 令和7年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書
第3号様式 令和7年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書
内容確認書兼誓約書 <u>※補助対象保育士が署名したものをご提出ください。</u>
不動産賃貸借契約書（写し）
保育士証（写し）
市長が必要と認める書類

R7 新設

※ 提出書類の詳細はホームページに掲載の「様式の提出及び記入方法について」をご確認ください。

※ 事業者での住民票の確認、**保管**が別途必要です。

各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。（令和7年度より委託事業者が変わっておりますのでご注意ください）

【補足】

保育士宿舎借り上げ支援事業は、こども家庭庁が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、御了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様に御連絡いたします。

なお、令和8年度以降の横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

横浜市こども青少年局 保育対策課

電話：045 - 671 - 4469

e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.lg.jp